

(証券コード 3696)
平成29年3月10日

株主各位

東京都港区南青山三丁目11番13号
新青山東急ビル4階
株式会社セレス
代表取締役社長 都木 聡

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月27日（月曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月28日（火曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール 2階 ミルトス
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第12期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ceres-inc.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(自 平成28年 1 月 1 日)  
(至 平成28年12月31日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### <全般的概況>

当事業年度における我が国経済は、雇用及び所得環境が良好であるにもかかわらず個人消費は力強さを欠き消費者マインドの低迷が続いた一方で、大企業を中心に幅広く生産及び輸出の持ち直しが見られ、景気は緩やかな回復基調が続きました。

携帯電話市場においては、平成28年度の総出荷台数に占めるスマートフォンの割合が81.6%（前年同期比3.6ポイント増）と約8割に到達しており、継続的に上昇しております(注1)。スマートフォン端末の普及に伴いユーザーのインターネット利用がPCからスマートフォンへシフトしており、スマートフォン広告市場が継続的に拡大することが見込まれています。労働市場においては、平成28年12月時点の有効求人倍率が1.43倍と上昇傾向が継続しており(注2)、雇用情勢は着実に改善し、求人広告に対するニーズの増加が見込まれています。

このような環境の中、当社は「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という企業理念のもと、「自社の運営するメディアの利用価値を最大化する」というミッションを実現することを目指しております。

当社では、スマートフォン端末をメインデバイスとし、現金や電子マネー等に交換可能なポイントを付与するポイントサイトを複数運営しております。ポイントサイトにおいては、会員の拡大や掲載広告数の増加に向け各種施策の実行や積極的な営業活動を展開しました。また、ポイントサイトの運営で培った強みを生かした成功報酬型広告ビジネスモデルとして、採用課金型アルバイト求人サイトを展開しております。一方で、ポイントサイトで当社の発行するポイントは一種の仮想通貨であると定義しており、グローバルな仮想通貨であるビットコインやブロックチェーン技術とは非常に親和性が高いと考え、仮想通貨関連事業へ積極的な事業展開を行っております。中期的にはスマートフォン端末と自社ポイントサイトを活用したO2O（注3）ビジネスへ進出することにより、事業拡大を図っていく経営戦略であります。

具体的な取り組みとしては、当社が運営するポイントサイトにおいて、会員の利便性を向上させるためにポイント交換先の拡大を図る一方、広告カテゴリごとに人気や価格を一括して整理・比較しやすいページを追加する等、継続的なサイトの改良に取り組んでまいりました。会員登録方法やプロモーション手法の改善によりスマートフォン版の会員数が増加したことに加え、獲得した会員のアクティブ率、ユニーク率の向上を図るためにゲームコンテンツの追加や各種キャンペーンを実施しました。

また、採用課金型アルバイト求人サイトでは、営業活動の積み重ねにより当事業年度末の求人広告掲載数を前事業年度末比で約2倍の11万件まで増加させました。平成28年6月には、O2Oビジネスへの事業展開を図るため、オムニチャネル・インテグレーションで多くの実績を持つ株式会社ゆめみと資本業務提携を行いました。

これらの営業活動を支え、更なる業容拡大に備えるため、平成28年12月12日付で東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は3,726,395千円（前年同期比17.7%増）、営業利益は557,134千円（同19.7%増）、経常利益は497,690千円（同8.5%増）、当期純利益は275,514千円（同2.4%増）となりました。

（注1）株式会社MM総研の発表資料によっております。

（注2）厚生労働省の一般職業紹介状況によっております。

（注3）O2Oとは「Online to Offline」を指すマーケティング用語であり、インターネット（オンライン）の情報が現実世界（オフライン）の人々の活動に影響を与えたり、オンラインからオフラインへと人々の行動を促す施策全般を指します。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等の総額は、60,063千円であります。その主な内容は、ソフトウェアの開発ならびに取得41,512千円、サーバー購入費7,710千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、平成28年10月25日発行の第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の権利行使により2,057,800千円、ストックオプションの権利行使により10,944千円、金融機関より長期借入金200,000千円を調達し、長期借入金146,667千円を返済いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別      | 平成25年<br>第9期 | 平成26年<br>第10期 | 平成27年<br>第11期 | 平成28年<br>第12期(当期) |
|----------------|--------------|---------------|---------------|-------------------|
| 売上高 (千円)       | 1,171,986    | 2,420,895     | 3,167,289     | 3,726,395         |
| 経常利益 (千円)      | 154,296      | 308,828       | 458,658       | 497,690           |
| 当期純利益 (千円)     | 90,121       | 293,750       | 269,056       | 275,514           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 12.05        | 38.05         | 30.68         | 30.54             |
| 総資産 (千円)       | 854,167      | 2,488,421     | 3,326,210     | 5,833,420         |
| 純資産 (千円)       | 240,508      | 1,629,426     | 1,907,453     | 4,307,040         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 32.15        | 186.01        | 215.90        | 416.23            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 当社は第9期に平成25年6月11日付で1株を100株、第10期に平成26年6月19日付で1株を100株、第11期に平成27年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第9期の期首に行なわれたものとして算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

(6) 対処すべき課題

当社の主力事業であるスマートフォンメディア事業は、端末の普及とインターネット技術の進化及び広告市場の拡大等と相俟って、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境で事業を展開する当社が継続的な成長を達成するためには、現在の主力メディアのユーザーの満足度を高める一方、広告主に対しても利用価値の高いメディアを提供し続ける必要があると認識しております。

これらを実現するため、当社は以下の5点を主な経営課題と認識しております。

#### ①既存メディアの強化と新メディアの立ち上げ

当社の運営するポイントサイトの競争力を強化するためには、会員数のより一層の拡大や収益性向上を図ることが必要であると考えております。従前より会員登録方法やプロモーション手法の改善、多様なコンテンツの追加、ポイント交換先の増加等を通じてその実現に努めてまいりましたが、今後も会員のニーズに応えるとともにその利便性を向上させる施策を展開してまいります。

他方で、中長期的な事業規模の拡大に向け、既存の自社運営メディアにとどまることなく、当社の強みである「インセンティブを用いた成功報酬型ビジネスモデル」を取り入れた新しいメディアの立ち上げにも積極的に挑戦してまいります。

#### ②O2Oビジネスへの投資

当社は、スマートフォン端末と自社ポイントサイトを活用したO2Oビジネスへ進出することにより事業拡大を図っていく経営戦略であります。なかでも「ポイントを生かしたオムニチャネル支援」「スマートフォン決済」「仮想通貨」を重点分野とし、自社のリソースを活用した一般的な事業投資のほか、それら重点分野にて事業を展開する企業に対する投資活動も積極的に展開してまいります。

#### ③人材獲得と育成

当社の中長期的な成長戦略として、既存の自社運営メディアの強化に加え、新メディアの立ち上げ、O2Oビジネスへの進出を進めてまいります。今後も事業規模の拡大が予想されることから、メディア運営、システム開発、マーケティング、webデザイン、管理等の各分野において、優秀な人材を獲得し、継続的に育成していくことが不可欠であると考えております。

他方で、人材の多様性をこれまで以上に重視してまいります。さまざまなバックボーンを有する優秀な人材が当社に集結し影響し合うことでこれまでにない新しいアイデアが生み出されると考えております。常に新しいことへの挑戦ができる職場環境を創り出すことで、獲得した人材も生き生きと働くことができ、当社で長く活躍することができるものと考えております。

#### ④システムの安定化とサイトの安全性向上

ポイントサイトの運営にあたっては、全会員のポイントの加減算を記録する等、システム負荷の高い状況が続いております。また、自社運営メディアのユーザーの拡大や新メディアの立ち上げにより、アクセス数は一層増加することが予想されます。

当社は、このような状況の変化にも柔軟に対応しながら、引き続き安定的なシステム稼働を維持していくことが重要であると考えており、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となることから、今後も継続的な設備投資を行い、安定的なシステム稼働を維持する取組みを進めてまいります。

また、インターネットサービスの普及が進む中で、サイトの安全性に対する社会的要請はより高まっております。当社の運営するサイトでは、ユーザーに対して、現金、電子マネー、仮想通貨等に交換可能なポイントを付与するサービスを展開していることから、サイトの安全性の強化が引き続き重要であると認識しております。

⑤内部管理体制の強化

当社は、平成28年12月12日付で東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部へ市場変更したことを受け、従前の内部管理体制をより一層強化することが必須であると考えております。

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくために、社内規程やマニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、社外取締役の増員、監査役による監査や定期的な内部監査の実施等により、内部管理体制の実効性を確保してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

スマートフォンメディアの運営

(8) 主要な営業所の状況（平成28年12月31日現在）

本社：東京都港区南青山三丁目11番13号

(9) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 67名  | 10名増   | 31.5歳 | 2.0年   |

（注）使用人数には、アルバイト等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額の状況（平成28年12月31日現在）

| 借入先           | 借入残高      |
|---------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 181,872千円 |
| 株式会社りそな銀行     | 180,195千円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 71,678千円  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 71,678千円  |

## 2. 株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 10,758,600株（自己株式 420,037株を含む）  
(3) 当事業年度末の株主数 6,250名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                       | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------|------------|--------|
| 有限会社ジュノー・アンド・カンパニー        | 1,180,000株 | 11.41% |
| インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合  | 1,000,000株 | 9.67%  |
| 株式会社シーエー・モバイル             | 900,000株   | 8.70%  |
| 高橋 秀明                     | 855,000株   | 8.27%  |
| 都木 聡                      | 531,000株   | 5.13%  |
| 谷地舘 望                     | 296,200株   | 2.86%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 289,500株   | 2.80%  |
| 野村證券株式会社                  | 244,000株   | 2.36%  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） | 241,600株   | 2.33%  |
| 野口 淳                      | 202,200株   | 1.95%  |

（注）持株比率は自己株式（420,037株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成28年12月31日現在）

（1）当社役員が保有している業務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                  | 第1回新株予約権  | 第2回新株予約権    |
|------------------|-----------|-------------|
| 発行決議の日           | 平成25年7月5日 | 平成25年12月27日 |
| 保有人数             |           |             |
| 当社取締役            | 2名        | 1名          |
| 新株予約権の数          | 650個      | 155個        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式      | 普通株式        |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 130,000株  | 31,000株     |
| 新株予約権の発行価額       | 無償        | 無償          |
| 新株予約権の行使時の払込金額   | 1株当たり 90円 | 1株当たり 90円   |

- （注）1. 当社は平成26年6月19日付で1株を100株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の数を記載しております。
2. 当社は平成27年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の数を記載しております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年12月31日現在）

| 地位      | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                      |
|---------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 都木 聡  | 有限会社ジュノー・アンド・カンパニー 取締役                                                                            |
| 取締役副社長  | 野崎 哲也 | メディア本部長                                                                                           |
| 取締役     | 高橋 秀明 | 求人広告事業本部長                                                                                         |
| 取締役     | 小林 保裕 | 管理本部長                                                                                             |
| 取締役     | 高岸 博史 | システム本部長                                                                                           |
| 取締役     | 畑 慎也  | サイボウズ株式会社 取締役                                                                                     |
| 常勤監査役   | 栗山 千勢 |                                                                                                   |
| 監査役     | 高橋 由人 | 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問<br>BEENOS株式会社 取締役（監査等委員）                                                    |
| 監査役     | 上杉 昌隆 | 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー<br>デジタルアーツ株式会社 取締役（監査等委員）<br>株式会社Aiming 監査役<br>株式会社フルキャストホールディングス 取締役（監査等委員） |

（注）1. 取締役畑慎也氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役である栗山千勢氏は公認会計士の資格を有しており、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。

3. 監査役高橋由人氏及び上杉昌隆氏は、社外監査役であります。

4. 監査役上杉昌隆氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役畑慎也氏、監査役高橋由人氏及び上杉昌隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はございません。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

|     |    |          |           |      |           |
|-----|----|----------|-----------|------|-----------|
| 取締役 | 6名 | 85,395千円 | (うち社外取締役) | (1名) | (2,400千円) |
| 監査役 | 3名 | 7,200千円  | (うち社外監査役) | (2名) | (2,400千円) |
| 合計  | 9名 | 92,595千円 | (うち社外役員)  | (3名) | (4,800千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年3月28日開催の第9期定時株主総会決議において年額300,000千円以内となっております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成26年3月28日開催の第9期定時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役畑慎也氏は、サイボウズ株式会社の取締役であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役高橋由人氏は、株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問、BEENOS株式会社の取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役上杉昌隆氏は、桜田通り総合法律事務所のシニアパートナー、デジタルアーツ株式会社の取締役（監査等委員）、株式会社Aimingの監査役、株式会社フルキャストホールディングスの取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

| 地位  | 氏名    | 活動状況                                                     |
|-----|-------|----------------------------------------------------------|
| 取締役 | 畑 慎也  | 当事業年度に開催された取締役会26回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。          |
| 監査役 | 高橋 由人 | 当事業年度に開催された取締役会26回及び監査役会14回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。 |
| 監査役 | 上杉 昌隆 | 当事業年度に開催された取締役会26回及び監査役会14回の全てに出席し、適宜質問・意見表明等の発言を行っています。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 17,730千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,730千円 |

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役からの資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した基本方針は以下のとおりです。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を制定し、役職員はこれを遵守することを徹底しております。

また、コンプライアンス担当部署として管理本部は、コンプライアンス委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築しております。

加えて、役職員の職務執行の適切性を確保するために、内部監査担当者を配置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は、必要に応じて会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を取締役会が有し、特別リスク検討シートに基づき多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク管理部門として管理本部が活動を統括し、経営会議内において情報を共有しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

また、取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達しております。

なお、日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備しております。

### (5) 当社における業務の適正を確保するための体制

経営理念を社内でも共有し、足並みの揃った企業価値向上と業務の適正性を確保しております。

また、内部監査による業務監査により、当社の業務全般にわたる適正性を維持する体制を整備しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保するような体制としております。また、当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役からの指示・命令は受けないようにすることとしております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に従い、必要な報告や情報提供を行うこととしております。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底することとしております。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う機会を持つこととしております。また、監査役は取締役会に参加するとともに、必要に応じて経営会議等の社内会議体に出席することにより、重要な報告を受ける体制としております。

なお、監査役会は会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性と効率性を高めております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 内部統制システム全般について

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当がモニタリングし、課題の洗出しと改善を進めました。また、J-SOX担当者は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

- (2) コンプライアンス体制について

コンプライアンス規程に基づき、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が、法令遵守体制と企業理念の確立を推進しております。

法令遵守の意識浸透のため、全役職員を対象として教育研修を実施いたしました。また、コンプライアンス委員会は、内部監査担当と連携し、役職員の職務執行状況を定期的に点検することにより、法令遵守状況を確認いたしました。

(3) 反社会的勢力排除について

全ての新規取引先との取引開始時に、反社会的勢力との取引を排除するための調査を実施し、契約書等に、反社会的勢力排除に関する規定を盛り込む等、運用を拡充しました。

(4) リスク管理体制について

内部監査担当は、年間の内部監査計画策定にあたって、具体的なリスクを想定し、代表取締役役に報告するとともに、リスクに対する体制の整備状況を確認いたしました。

(5) 取締役の職務執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を月1回開催し、当事業年度は26回の取締役会を開催いたしました。

定時取締役会では、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行いました。

(6) 監査役について

監査役は、監査役会において策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施いたしました。また、取締役会、その他重要な会議に出席し意見を述べたほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じて監査を行いました。監査役は当事業年度において監査役会を14回開催し、会計監査人と適時に意見の交換を実施するとともに、内部監査担当者やJ-SOX担当者と随時打ち合わせを実施いたしました。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位 千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部          |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,659,291</b> | <b>流動負債</b>      | <b>1,157,610</b> |
| 現金及び預金          | 3,629,060        | 買掛金              | 108,349          |
| 売掛金             | 653,813          | 1年内返済予定の長期借入金    | 160,008          |
| 貯蔵品             | 122,545          | 未払金              | 57,255           |
| 前渡金             | 36,822           | 未払費用             | 25,195           |
| 前払費用            | 9,925            | 未払法人税等           | 92,970           |
| 繰延税金資産          | 198,134          | 預り金              | 13,779           |
| その他             | 8,990            | ポイント引当金          | 615,703          |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,174,128</b> | その他              | 84,348           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>63,901</b>    | <b>固定負債</b>      | <b>368,768</b>   |
| 建物附属設備          | 32,382           | 長期借入金            | 345,415          |
| 工具、器具及び備品       | 31,519           | 資産除去債務           | 9,137            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>454,523</b>   | その他              | 14,216           |
| のれん             | 377,681          | <b>負債合計</b>      | <b>1,526,379</b> |
| 商標権             | 40               | <b>純 資 産 の 部</b> |                  |
| ソフトウェア          | 75,355           | <b>株主資本</b>      | <b>4,260,826</b> |
| その他             | 1,446            | <b>資本金</b>       | <b>1,380,127</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>655,702</b>   | <b>資本剰余金</b>     | <b>1,914,517</b> |
| 投資有価証券          | 359,891          | 資本準備金            | 1,320,127        |
| 関係会社株式          | 159,558          | その他資本剰余金         | 594,390          |
| 長期前払費用          | 45               | <b>利益剰余金</b>     | <b>973,878</b>   |
| 繰延税金資産          | 19,923           | その他利益剰余金         | 973,878          |
| その他             | 116,285          | 繰越利益剰余金          | 973,878          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>      | <b>△7,696</b>    |
|                 |                  | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>42,374</b>    |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金     | 42,374           |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>     | <b>3,840</b>     |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>4,307,040</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,833,420</b> | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>5,833,420</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日)

(単位 千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 3,726,395 |
| 売上原価         |         | 2,407,452 |
| 売上総利益        |         | 1,318,943 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 761,808   |
| 営業利益         |         | 557,134   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 148     |           |
| その他          | 21      | 170       |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 2,137   |           |
| 市場変更費用       | 35,233  |           |
| 株式交付費        | 13,096  |           |
| 新株予約権発行費     | 7,918   |           |
| その他          | 1,229   | 59,614    |
| 経常利益         |         | 497,690   |
| 特別損失         |         |           |
| 投資有価証券評価損    | 29,999  | 29,999    |
| 税引前当期純利益     |         | 467,690   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 162,486 |           |
| 法人税等調整額      | 29,689  | 192,176   |
| 当期純利益        |         | 275,514   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位 千円)

|                             | 株主資本      |           |          |           |                     |         |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------------------|---------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金               |         |
|                             |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 平成28年1月1日残高                 | 339,245   | 279,245   | 594,390  | 873,635   | 698,363             | 698,363 |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |          |           |                     |         |
| 新株の発行                       | 1,040,882 | 1,040,882 |          | 1,040,882 |                     |         |
| 当期純利益                       |           |           |          |           | 275,514             | 275,514 |
| 自己株式の取得                     |           |           |          |           |                     |         |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |           |           |          |           |                     |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | 1,040,882 | 1,040,882 | —        | 1,040,882 | 275,514             | 275,514 |
| 平成28年12月31日残高               | 1,380,127 | 1,320,127 | 594,390  | 1,914,517 | 973,878             | 973,878 |

|                             | 株主資本   |            | 評価・換算差額等             |                | 新株予約権 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|--------|------------|----------------------|----------------|-------|-----------|
|                             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 | その他有価<br>証券評価差<br>額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |           |
| 平成28年1月1日残高                 | △7,630 | 1,903,613  | —                    | —              | 3,840 | 1,907,453 |
| 事業年度中の変動額                   |        |            |                      |                |       |           |
| 新株の発行                       |        | 2,081,764  |                      |                |       | 2,081,764 |
| 当期純利益                       |        | 275,514    |                      |                |       | 275,514   |
| 自己株式の取得                     | △65    | △65        |                      |                |       | △65       |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |        |            | 42,374               | 42,374         | —     | 42,374    |
| 事業年度中の変動額合計                 | △65    | 2,357,212  | 42,374               | 42,374         | —     | 2,399,587 |
| 平成28年12月31日残高               | △7,696 | 4,260,826  | 42,374               | 42,374         | 3,840 | 4,307,040 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

#### ②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 10年

自社利用のソフトウェア 5年（社内における見込利用可能期間）

#### ③長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末において残高はありません。

## ②ポイント引当金

会員の将来のポイント利用による支出に備えるため、サービス開始以降付与したポイントの累計に対し利用実績率等に基づき算出した、翌期以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

## (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ①繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

### ②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当該会計方針の変更による影響額はありません。

### (2) 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更による影響額はありません。

### 3. 表示方法の変更にに関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」(当事業年度は1,762千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「ソフトウェア」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」(当事業年度は35,233千円)は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当事業年度において「市場変更費用」に科目名を変更しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 62,384千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 9,237,000株     | 1,521,600株     | 一株             | 10,758,600株   |

(注) 当事業年度増加株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 420,000株       | 37株            | 一株             | 420,037株      |

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 211,400株

(4) 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年3月28日開催の定時株主総会において、次のとおり付議します。

1株当たり配当額 8円

配当総額 82,708千円

基準日 平成28年12月31日

効力発生日 平成29年3月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 未払事業税           | 8,146千円   |
| ポイント引当金         | 189,987千円 |
| 資産調整勘定          | 39,798千円  |
| その他             | 13,081千円  |
| 繰延税金資産小計        | 251,014千円 |
| 評価性引当額          | △11,985千円 |
| 繰延税金資産合計        | 239,028千円 |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2,265千円  |
| その他有価証券評価差額金    | △18,705千円 |
| 繰延税金負債合計        | △20,970千円 |
| 繰延税金資産の純額       | 218,057千円 |

### (2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成29年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9,850千円減少し、法人税等調整額が10,849千円増加しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主として短期の預金によっており、資金調達については株式の発行、銀行からの借入によっております。

売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。買掛金などの流動負債は、その決済時において流動リスクに晒されますが、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、固定金利による調達により、金利の変動リスクを抑制しております。

(2) 金融商品の時価に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位 千円)

|                | 貸借対照表計上額 (*1) | 時価 (*1)   | 差額      |
|----------------|---------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金     | 3,629,060     | 3,629,060 | —       |
| (2) 売掛金        | 653,813       | 653,813   | —       |
| (3) 投資有価証券     | 97,080        | 97,080    | —       |
| (4) 買掛金        | (108,349)     | (108,349) | —       |
| (5) 未払金        | (57,255)      | (57,255)  | —       |
| (6) 未払法人税等     | (92,970)      | (92,970)  | —       |
| (7) 預り金        | (13,779)      | (13,779)  | —       |
| (8) 長期借入金 (*2) | (505,423)     | (506,664) | (1,241) |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 千円)

| 区分                    | 貸借対照表計上額 |
|-----------------------|----------|
| 投資有価証券（非上場株式）（*1）（*2） | 262,811  |
| 関係会社株式（*3）            | 159,558  |

（\*1）投資有価証券（非上場株式）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、（3）投資有価証券には含めておりません。

（\*2）当事業年度においては、投資有価証券（非上場株式）について29,999千円の減損処理を行っております。

（\*3）関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

|               |          |
|---------------|----------|
| （1）1株当たり純資産額  | 416円 23銭 |
| （2）1株当たり当期純利益 | 30円 54銭  |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月15日

株式会社セレス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小島 洋太郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月17日

株式会社セレス監査役会

常勤監査役 栗山千勢 ㊞

監査役 高橋由人 ㊞

監査役 上杉昌隆 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金配当の件

平成28年12月12日をもって、当社株式の上場市場が東京証券取引所市場第一部へ変更されました。これを記念いたしまして、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、下記のとおり剰余金の配当を実施するものであります。

##### ①配当財産の種類

金銭

##### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金 8円

配当総額 金82,708,504円

##### ③配当原資

利益剰余金

##### ④基準日

平成28年12月31日

##### ⑤剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社における今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の一部について所要の変更を行うものであります。
- (2) 法令又は定款に定める監査役に欠員が生じた場合に備え、補欠監査役の選任等に関する規定を新設するものであります。
- (3) 当社の業績に応じて、柔軟かつ機動的に剰余金の中間配当が実施できるようにすべく、現行定款第49条（中間配当金）の一部について所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記(2)による規定の新設に伴い、現行定款第35条～第50条までの条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条<br/>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸</li> <li>情報処理サービス業並びに情報提供サービス</li> <li>広告の企画及び制作並びに広告代理業務</li> <li>インターネットに関するコンサルティング業務</li> <li>通信販売業</li> <li>無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理</li> <li>古物売買業</li> <li>有料職業紹介事業</li> <li>電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業</li> <li>(新設)<br/>各種事業への投資業務</li> <li>前各号に付帯する一切の業務</li> </ol> | <p>(目的)<br/>第2条<br/>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>インターネット・コンテンツ及びシステムに関する企画・開発・制作・販売・賃貸</li> <li>情報処理サービス業並びに情報提供サービス</li> <li>広告の企画及び制作並びに広告代理業務</li> <li>インターネットに関するコンサルティング業務</li> <li>通信販売業</li> <li>無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理</li> <li>古物売買業</li> <li>有料職業紹介事業</li> <li>電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業</li> <li>仮想通貨交換業</li> <li>各種事業への投資業務</li> <li>前各号に付帯する一切の業務</li> </ol> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>(補欠監査役)<br/>第35条<br/>1 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。<br/>2 補欠監査役の選任決議については、第33条第2項の規定を準用する。<br/>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期については、第34条第2項を準用する。<br/>4 第1項の選任決議の効力は、選任後最初に定時株主総会が開催されるまで存続する。</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第35条～第48条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>第36条～第49条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 現行定款                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(中間配当金)<br/>第49条<br/>当社は取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> | <p>(中間配当金)<br/>第50条<br/>当社は取締役会の決議によって、一事業年度における任意の日を基準日と定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> |
| 第50条（条文省略）                                                                                                                        | 第51条（現行どおり）                                                                                                                                        |



# 株主総会会場ご案内図

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

アイビーホール TEL. 03 (3409) 8181 (代表)



- 東京メトロ表参道駅 B3出口より徒歩5分 JR渋谷駅より徒歩15分
- 都営バス (渋谷駅前→新橋駅北口) 南青山五丁目 下車  
(新橋駅北口→渋谷駅前) 青山学院前 下車

※ 駐車台数に限りがございますので、なるべく最寄りの交通機関をご利用下さい。  
※ 青山学院校内 (正門・西門・東門) は通り抜け出来ませんので、予めご了承下さい。